

の價に至りぬ。誠に敷か敷處置にあらずや。愚策には米價の分は此通にても、猶七八十年前よりは貴き方に候へば、幸の儀太平の基にも可成機會に候。古人禍を轉じて福と作すとさへいへり。かゝる幸に乘じて諸物の價の儀は姑く差止置、先一日もはやく官物定直段有之品々、何の僉議にも不及、都て半減の價に定め、諸運上等も一々半減を以て立可申事也。夫舉、出銀及役銀等、は可爲此外事。就中御領分塩の價の事、他國に無之儀に候。六年前余江戸より歸路、江戸を始め上野・信濃・越後所々の塩價不殘書記し見合候所に、甚可貴所々却て御國より下直に候。御封内にては富山・大正持すでに格別下直に候。當時中本一升價銀六、七分の處に、塩一官物をば如此賣出諸物は下直にて有之迄にては、諸人不致心服管の事、勢迄にても無之道理も亦如此し。先づ塩の一事右申通半減に成候はゞ、三月を不待して自然と物價下賤に可成候。若し價巧の徒あらば法刑を以て相隨ふへし。若し當路の人の間に預候はゞ此策を以て可申述候。况や職事に預らば先づ此一策を以て可謀外無之候。凡強國も又經濟の一事に候所、日々國勢弱く成來候。其仔細は、米價に隨て物價も其に應じ下賤

なる時は、武器以下の嗜も相應に宜敷罷成候。其しるしは六七十年前、諸士祖先の時代拵置武器等堅質に仕來候は、日用の物に費無之故に候。近年の勢にては人馬を減少するを以て第一の儉約とし、甚敷は武器刀鎗をも沽却し、偏に日用の衣食を償の便とす。人馬を召具し公界を張の輩は、猶更日用にのみ財貨を盡し、調度用具の費は毫も難施。然れば日用物價の高直は國勢衰微へ預りぬ。當路の人眞に可用心緊要の事ならずや。無名氏書。

余曾て聞く。長崎唐物商買の運上、毎歲金五萬兩。是は米價一石六十星の時の定と云。而に今以て五萬兩と也。封内塩の儀は年貢米一石の代塩拾俵を貢す。松雲公御代の内一俵を減じて九俵を以て代之。而して一俵の價銀六錢六分、九俵にして六拾壹錢貳分、五十九兩四分、貳分は而四錢此外に駄賃錢二百七銅と定め賣出す。此定は米一石六拾星の時を以て準之。今塩戸の民一石の米を出し貢せば、銀貳拾星に不及也。然に塩九俵を出さしむ。非道とも可云也。雖然塩戸の民へは毎歲見圖りを以て御貸米と名づけ、御藏米を被貸下、是を以て償之候。四民共に買求候定價に於ては、

至て聚斂の事共也。米價に準じ、時々高下相應可申事也。

一、室鳩巢の奉公論

先生此作有所指也。室鳩巢先生批評。むかし漢文帝、露臺を作らしめんとて匠を召て其價を問給ひしに、百金にあたるよしを奏しければ、百金は中民十家の産なり。吾今臺を作る爲に十家の産を費すこと有べからずとて、纔の露臺をさへ止給ひしとなり。其事今に至て青史をてらし、千載の美談ともいふべし。粵に今の大君、御代をしろしめす初より、いさゝか聲色の御好おはしませず。御身の榮耀を事とし給はず。物ごとく華奢をいませしめ、天下のために財ををしみ給ふ事は、漢の文景にも恐らくは越給ふべし。然るに近年米價賤しくして、下部には凍餒の民なく幸に菜色を免るといへども、豊年打續きて米價あまりに賤しくなりゆく程に、微祿を賜る群臣、其祿を賣て衣服以下の諸費を辨するに、財乏しく用たらず困窮に及ぶのよしきこしめされ、頻に賑恤の御政ありといへども、昔より泰平久しくなりぬれば、おのづから世の風俗驕惰になりゆく習なれば、貴賤となくたゞ奢侈を好み、それに富商大賈、時勢に乗じて貨利の權を擅にするまゝに、諸の物價いまだ

平ならざる折しも、米價のみ俄に賤しくなれば、是をもて諸費を償ふにたらざるのよし又きこしめされ、ことしより儉素の令御定めあるべき爲に、其迄の急を周くせよとて、去年臘月の末つかた先だちて有司に命じて、府庫の財を發かしめ、鉅萬の金を散じて微祿の輩にあまねく恩貸し、下は府吏胥徒のいやしきに及べり。誠に辱なき事といふべし。今より後此たび恩貸に預りし面々、自ら新にして身を修め、奉公を慎しみ法令を守り、ひとへに儉素を務めて、重ねて上の御思慮を勞し奉らざるやうにと常に心懸なば、責て御恩の萬一を報する志ともいふべし。いかなれば廟堂の高きにゐまして、下の困窮をおぼしめし忘れず、朝夕に御心に懸させ給ふ、其かたじけなきをもおもひしらすして、己を省る心なく酒色に耽り、遊樂をのみこのみ、身をもち崩して上の御恩をむなしうすることあらば、人たる心もてる人とやいふべき。禽獸にもおとりぬべし。もとより有べき事ならねども、近來士の風儀日に敗れて、廉耻の心ある人は晨星のごとくなれば、かゝるうへにもさる人あるまじともさだめがたし。されば老のひがめる心にや、其事をあ